

神奈川県最低賃金 改定のお知らせ

神奈川県最低賃金

時間額 818円

(改定前 789円 29円引き上げ)

発効日 平成22年10月21日

神奈川県最低賃金は、神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当

臨時に支払われる賃金

1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

時間外・休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

時間給の場合

時間給額 最低賃金額(時間額)

日給の場合

日給額 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

月給の場合

月給額 ÷ (年間所定労働時間 ÷ 12ヶ月) 最低賃金額(時間額)

出来高給(歩合給)の場合

出来高給額 ÷ 出来高給制で労働した1か月の総労働時間 最低賃金額(時間額)

上記の2以上の賃金形態が併用されている場合は、それぞれの方法で計算して1時間当たりの金額を算出し、それを合算した金額を最低賃金額と比較します。

問合せ先

神奈川県労働局賃金課(横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階 ☎045-211-7354)

または最寄りの労働基準監督署

神奈川県労働局のホームページアドレス <http://www.kana-rou.go.jp>